

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

平成30年7月6日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第22号

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年聖籠町規則第1号）
の一部を次のように改正する。

第5条の4第8項中「第5条の3第3項」を「前条第3項」に改める。

第11条第1項第3号中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。